

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるコンクリートブロック塀等（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去をする者に対し、当該ブロック塀等撤去費用の一部を補助する酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）の交付について、酒々井町補助金等交付規則（昭和35年規則第3号）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 町内に存在する道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく道路、又は酒々井町法定外公共物管理条例（平成13年酒々井町条例第22号）第2条第1号に定めるもののうち道路としての機能を有するものをいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他組積造など、重量があるものでできている塀（土圧の掛っていないもの）及び塀と連続している門柱並びにこれらの基礎をいう。
- (3) 危険ブロック塀等 町長が危険と判断した高さ1mを超える（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1mを超え、かつ、塀等の高さが60cmを超えるもの）ブロック塀等とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (4) 町税等 固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、町・県民税のことをいう。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 道路に面する危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去
- (2) 前号に定める一部撤去は、一部撤去により危険ブロック塀等の危険が無くなる場合に限る。

2 補助金交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用の

合計とする。

- (1) 危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去に要する費用
 - (2) 危険ブロック塀等の撤去に伴う廃材の運搬及び処分に要する費用
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、町内において道路に面する危険ブロック塀等を所有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は交付を受けることができない。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 当該危険ブロック塀等が設置されている敷地で、既にこの要綱及び趣旨が同様又は類似するものに基づいて補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 販売を目的として整地や建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を撤去する者
- (4) 自己が所有するものを自らが工事を行い撤去する者
- (5) 危険ブロック塀等を法人が所有する場合
- (6) 酒々井町暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- (7) 国、県又は町等の公共用地の取得に伴う損失補償を受けている者
- (8) その他特に町長が不相当とする者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費の全額
- (2) 撤去するブロック塀等の長さに1メートルあたり10,000円を乗じた額
- (3) 100,000円

2 前項における補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの）
- (3) ブロック塀等の現況概略図（寸法が記載された配置図、断面図等）

- (4) 危険ブロック塀等の撤去に要する経費の総額の見積書の写し
 - (5) 町税等の納税に関する申告書（別記第2号様式）
 - (6) ブロック塀等の所有者であることを証する書面（固定資産評価証明書等）
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付の条件）

第7条 町長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、町長に報告すること。
- (2) 前号の規定による報告をしたときは、町長の指示に従うこと。
- (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
- (4) 危険ブロック塀等の撤去後に建築基準法第42条第2項に定める道路とみなし道路間に塀又は門柱を築造しないこと。
- (5) 危険ブロック塀等の撤去後がけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で高さ2メートルを超えるものをいう。以下同じ。）の上にコンクリートブロック塀等を築造しないこと。
- (6) 危険ブロック塀等の撤去後に築造する塀は、法及び法の関係規定に適合させるなど、安全性が確保できるものであること。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 申請者は前条の規定による決定後に、補助対象事業の内容や補助対象経費の増減等の変更または補助対象事業の中止をするときは、速やかに酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に町長が必要と認める書類を添付して、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前号の申請があったときは、その内容を審査のうえ変更又は中止の可否を決定し、その結果を交付決定者に酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告の提出)

第10条 申請者は、当該補助事業が完了後30日以内又は第8条の通知書の交付を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助事業実績報告書(別記第7号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 工事写真
- (2) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (3) 補助対象事業に係る契約書又は請書の写し
- (4) 補助対象事業に要した経費の総額の領収証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書(別記第8号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付請求書(別記第9号様式)により町長に請求しなければならない。

(決定の取消)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止したとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書(別記第10号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第6条関係）

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電 話

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助事業に対する補助金の交付を受けたいので、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

所 在 地	酒々井町
経 費 所 要 総 額	円
交 付 申 請 額	円
工 事 着 手 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
添 付 書 類	(1) 案内図 (2) ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの） (3) ブロック塀等の現況概略図（寸法が記載された配置図、断面図等） (4) 危険ブロック塀等の撤去に要する経費の総額の見積書の写し (5) 町税等の納税に関する申告書（別記第2号様式） (6) ブロック塀の所有者であることを証する書面（固定資産評価証明書等） (7) その他町長が必要と認める書類
備 考	応募者多数の場合、審査により補助金を受けられないことがあることを了承いたします。 署 名 _____ 印

第2号様式（第6条関係）

町税等の納税に関する申告書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電 話

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第4条第1号の規定による町税等（固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民建国民保険税、町・県民税）の滞納がないことを申告します。

また、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付申請の審査に際し、納税に係る調査を行うことを了解し、調査の結果、町税等の滞納がある場合は、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付申請書を取り下げいたします。

担当課確認欄

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金については、下記のとおり決定したので、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、町長に報告すること。
 - (2) (1)の報告をしたときは、町長の指示に従うこと。
 - (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
 - (4) 危険ブロック塀等の撤去後に建築基準法第42条第2項に定める道路とみなし道路間に塀又は門柱を築造しないこと。
 - (5) 危険ブロック塀等の撤去後にかげ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で高さ2メートルを超えるものをいう。以下同じ。）の上にコンクリートブロック塀等を築造しないこと。
 - (6) 危険ブロック塀等の撤去後に築造する塀は、法及び法の関係規定に適合させるなど、安全性が確保できるものであること。

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金については、審査の結果、下記の理由により不交付を決定したので、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

（教示）この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対し、審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算し6箇月以内に、町（訴訟において町を代表する者は町長となります。）を被告として提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第5号様式（第9条関係）

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定された酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助事業について、（変更・中止）したいので、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	酒々井町指令第 号
変更又は中止の理由	
変 更 の 内 容 （ 変 更 の 場 合 ）	（変更前）
	（変更後）
変更又は中止年月日	年 月 日（予定）
添 付 書 類 （変更内容を示す書類）	(1) 「酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付申請書」（別記第1号様式）の添付書類に変更がある場合は変更した書類 (2) 変更後の危険ブロック塀等の撤去に要する経費の総額の見積書の写し (3) その他町長が必要と認めた書類

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金については、下記のとおり決定したので、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、町長に報告すること。
 - (2) (1)の報告をしたときは、町長の指示に従うこと。
 - (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
 - (4) 危険ブロック塀等の撤去後に建築基準法第42条第2項に定める道路とみなし道路間に塀又は門柱を築造しないこと。
 - (5) 危険ブロック塀等の撤去後にかげ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で高さ2メートルを超えるものをいう。以下同じ。）の上にコンクリートブロック塀等を築造しないこと。
 - (6) 危険ブロック塀等の撤去後に築造する塀は、法及び法の関係規定に適合させるなど、安全性が確保できるものであること。

第7号様式（第10条関係）

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助事業実績報告書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け 第 号で（交付決定・変更交付決定）された酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助事業について、事業が完了したので、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日
指令番号	酒々井町指令第 号
補助年度	年度
事業期間	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
交付決定額	円
添付書類	(1) 工事写真 ※撤去工事着手前、撤去工事中、廃棄物の積込み状況、撤去完了後 (2) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書 (3) 補助対象事業に係る契約書又は請書の写し (4) 補助対象事業に要した経費の総額の領収書の写し (5) その他町長が必要と認める書類

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

酒々井町長 印

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定された酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金については、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

第9号様式（第12条関係）

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電 話

年 月 日付け 第 号 で補助金の額が確定した酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助事業について、酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額

円

2 補助金振込口座

金融機関名		支店・支所
預金の種類	1 普通預金 2 当座預金 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

(表)

第10号様式 (第13条関係)

第 号
年 月 日

様

酒々井町長

印

酒々井町危険コンクリートブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した酒々井町危険
コンクリートブロック塀等撤去補助金については、下記の理由により交付の決定を
取り消します。

記

所在地	酒々井町
氏名	
取消しの理由	
交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じる内容	

(裏)

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対し、審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算し6箇月以内に、町(訴訟において町を代表する者は町長となります。)を被告として提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。